

生活習慣病管理料（1）及び（2）

当院は令和6年度診療報酬改定において、これまで請求のありました「特定疾患療養管理料」の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となりました。

今後は「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を主病とする患者様の総合的な治療管理を目的とする「生活習慣病管理料」を患者様の同意を得て、療養計画書を策定し、当該治療に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行います。

上記の診療報酬変更に伴い、患者様の自己負担が下記のように増加する場合がございます。

【生活習慣病管理料Ⅱを請求する場合の例】

- 対象：「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」で主に通院の患者さま
- 開始時期：2024年6月1日
- 療養計画書の発行頻度：初回、以降4ヶ月に1回
- 窓口負担

【令和6年5月31日まで】

・再診料	73点
・外来管理加算	52点
・特定疾患療養管理料	87点
・処方箋料	68点
・特定疾患処方管理加算	66点
合計	346点
自己負担（3割）	1,040円
自己負担（1割）	350円

【2024年6月以降】

・再診料	75点
・生活習慣病管理料Ⅱ	333点
・処方箋料	60点
合計	468点（+122点）
自己負担（3割）	1,400円
自己負担（1割）	470円